

# 障がい者割引

有料道路では、「身体障がい者の方が自ら運転する場合」または「重度の身体障がい者の方もしくは重度の知的障がい者の方が同乗し、障がい者ご本人以外の方が運転する場合」に、事前に登録された自動車 1 台に対して、通常料金から割引率 50%以下の障がい者割引を実施しております。

対象となる場合でも、**手帳だけでは割引適用されません。**

**一般** レーンの通行（係員に現金または E T C カードを手渡し）

- ①事前に福祉事務所の割引証明を受け、
- ②証明記載のナンバーの車で通行し、
- ③手帳の割引証明（コピー不可）を提示された場合に限り割引となります。

※ E T C 利用の登録をされた E T C カードでも、一般レーン通行の場合は手帳の割引証明の提示が必要となります。

**ETC** レーンの通行（E T C 無線通行）

- ①事前に福祉事務所の E T C 利用対象者証明を受け、
- ②同時に渡される封筒で有料道路 E T C 割引登録係へ郵送し、
- ③後日書面で通知を受けた E T C 利用が可能となる日以降に、
- ④登録された E T C カードを登録された車載器に差し込み、
- ⑤E T C レーンを無線通行された場合に限り割引となります。

※ システム障害、事故等で E T C レーンがご利用いただけない場合がありますので、通行の際は必ず割引証明を受けられた手帳の携行をお願いします。

# 障がい者割引の対象となる方

下の表の対象者でも、手帳だけでは割引対象になりません。

区 分	対 象 と な る 方
障がい者ご本人が 運転される場合	<b>身体障がい者手帳</b> の交付を受けた方全員 ★ <u>療育手帳</u> 、 <u>精神障害者保健福祉手帳</u> は、割引対象外です。
障がい者ご本人 以外の方(介護者) が運転し	<b>身体障がい者手帳</b> 又は <b>療育手帳</b> の交付を受けた 方のうち、 <b>重度の障がい</b> ※をお持ちの方 ★ <u>精神障害者保健福祉手帳</u> は、割引対象外です。 ★身体障がい者手帳の交付を受け、重度の障がいをお持ち の方は、ご本人の運転でも割引対象です。(上の欄相当)
障がい者ご本人が 同乗される場合	★療育手帳の交付を受けた方の中では、障がいの程度が 「A」(重度)の方が割引対象です。 ★15才未満の重度の身体障がい者の方で、保護者の名で 身体障がい者手帳の交付を受けた場合には、障がい者 ご本人が同乗されている場合のみが割引対象です。

※重度の身体障がいの範囲は、裏面の表の**第1種**と同じ範囲です。

福祉事務所の場所は、市にお住まいの方は市役所に、町にお住まいの方は  
県の保健所にお問い合わせください。

重度の障がいの範囲（この表の第1種の欄にあるもの）

対象となる障害		等級及び割引種別		
		第1種身体障がい者 (本人及び介護者)	第2種身体障がい者 (本人)	
視覚障がい		1級から3級 及び4級の1	4級の2、5級 及び6級	
聴覚又は平衡機能 の障がい	聴覚障がい	2級及び3級	4級及び6級	
	平衡機能障がい	—	3級及び5級	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい		—	3級及び4級	
障 害 種 別	肢 体 不 自 由	上肢	1級、2級の1 及び2級の2	2級の3、2級の4 及び3級から6級
		下肢	1級、2級 及び3級の1	3級の2、3級の3 及び4級から6級
		体幹	1級から3級	5級
	乳幼児期以前 の非進行性の 脳病変による 運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級	3級から6級
		移動機能	1級から3級	4級から6級
心臓、じん臓若し くは呼吸器又はぼう こう若しくは直腸、 小腸、ヒト免疫不全 ウイルスによる免疫 若しくは肝臓の機能 の障がい	心臓、じん臓若しくは 呼吸器又は小腸の機能 障がい	1級、3級 及び4級	—	
	ぼうこう又は直腸の機 能障がい	1級及び3級	4級	
	ヒト免疫不全ウイルス による免疫又は肝臓の 機能障がい	1級から4級	—	

(注1) 上記の障がい種別及び等級は、身体障がい者福祉法施行規則別表第5号（平成22年4月1日現在）によるものである。

(注2) 上記左欄に掲げる障がいを2つ以上有し、その障がいの総合の程度が上記第1種身体障がい者欄に準ずるものも第1種身体障がい者とする。

# 障がい者割引の対象となる車

下記の1～3の条件の全てを満たすことが必要です。

## 1. 台数の要件

障がい者の方 **1名につき1台限り**となります。

## 2. 車種の要件

自動車検査証(車検証)の「自家用・事業用の別/適否」欄に「**自家用**」と記載されている車のうち、以下のものが対象です。

軽自動車等	「用途」欄が「 <b>乗用</b> 」のもの
	「用途」欄が「 <b>貨物</b> 」のもののうち、 <b>乗車定員が4人</b> のもの
	「用途」欄が「 <b>特種</b> 」のもののうち、「車体の形状」欄に ・ <b>車いす移動車</b> ・ <b>身体障がい者輸送車</b> ・ <b>キャンピング車</b> のいずれかが記載されているもの
	排気量 125cc 超のバイク
普通車	「用途」欄が「 <b>乗用</b> 」のもののうち、 <b>乗車定員が10人以下</b> のもの
	「用途」欄が「 <b>貨物</b> 」、 <b>乗車定員が4～10人</b> のものうち、 ・座席と荷台に仕切りのないもの（ライトバン等） ・座席と荷台に仕切りがあり、最大積載量が500kg以下のもの （ダブルキャブのピックアップトラックなど）
	「用途」欄が「 <b>特種</b> 」、乗車定員が10人以下のものうち、 「車体の形状」欄に ・ <b>車いす移動車</b> ・ <b>身体障がい者輸送車</b> ・ <b>キャンピング車</b> のいずれかが記載されているもの

なお、大型Ⅰ、大型Ⅱ、軽車両等には、障がい者割引は適用されません。

## 3. 車の所有者の要件

### ●障がい者ご本人が運転される場合

障がい者ご本人、ご本人の配偶者、直系血族（祖父母、父母、子、孫）、直系血族の配偶者、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、同居親族

### ●障がい者ご本人が同乗され、ご本人以外の方が運転される場合

障がい者ご本人、ご本人の配偶者、直系血族（祖父母、父母、子、孫）、直系血族の配偶者、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、同居親族  
なお、上記の方が自動車を所有していない場合は、障がい者ご本人を継続して日常的に介護している方

注意点)

- ※自動車ローンまたは長期リースを利用され、所有者欄にそれらサービスを提供している割賦販売会社、リース会社の名称が記載されている車は、使用者が上記に該当する方の氏名であれば、対象となります。
  
- ※自動車ローンまたは長期リース以外で法人名義となっている車は対象外です。(実態として個人使用でも対象外。福祉施設、病院等の法人名義の車も対象外。)
  
- ※「自家用・事業用の別/適否」欄に「事業用」と記載されている車は対象外です。
  
- ※貨物自動車で、後部座席側面の窓がない車や、目隠しされている車は対象外です。
  
- ※外見上、営業のために使用していることが明らかである車は対象外です。たとえば、4人乗りライトバンでも
  - ・屋根上に工事用具等を常時積載している車
  - ・側面に「〇〇商店」などと書いてある車
  - ・道路パトロールに使用する黄色回転灯が付いている車などは、基本的には割引対象外と考えられます。
  
- ※レンタカー、タクシー、軽トラック、他の所有者から借りた車、車検時等の代車などは対象外です。  
どんな理由があっても、証明を受けた車「のみ」が割引対象となり、その他の車では割引は受けられません。